

# 令和4年度意見報告書

(山口県事業)

令和4年11月29日

山口県公共事業評価委員会



## I 審議の概要

### 1 対象事業

#### (1)再評価

事業者が実施した22件の対象事業について審議した。

実施理由の内訳は、事業採択後10年間が経過したことによるものが4件、再評価実施後5年間が経過したことによるものが7件、社会経済情勢等の変化によるものが11件となっている。

事業者が示した対応方針案は、20件が「継続」、2件が「見直し継続」となっている。

#### 令和4年度再評価対象事業件数

件数	実施理由			事業者の対応方針(案)		
	事業採択後 10年間が経過	再評価実施後 5年間が経過	社会経済情勢 等の変化	継続	見直し継続	中止
22	4	7	11	20	2	0

#### (2)事後評価

事業者が実施した6件の対象事業について審議した。

事業者の示した対応方針案は、すべて「改善措置及び再度の事後評価の必要性は見受けられない」となっている。

### 2 審議経過

委員会を6回開催し、すべての対象事業を個別に審議した。

また、現地視察を実施し、再評価5件、事後評価3件、計8件について、現地の環境や状況を確認した。

## Ⅱ 結論

### 1 再評価

提出された資料及びその説明並びに現地調査に基づき、事業の必要性や投資効果、進捗状況等について審議を重ねた結果、事業者の示した「継続」もしくは「見直し継続」との対応方針案はいずれも妥当と判断する。

### 2 事後評価

提出された資料及びその説明並びに現地調査に基づき、事業効果や改善措置の必要性等について審議を重ねた結果、いずれの事業も事業効果の発現が見られ、事業者が示した「改善措置及び再度の事後評価の必要性は見受けられない」との対応方針案は妥当と判断する。

## Ⅲ 意見

### 1 全般事項

#### (1) 事業実施等について

ア 公共事業は、限られた財源を有効活用し、その効果を確実に発揮する必要がある。また、公共事業を取り巻く環境は、以前にも増して厳しくなっている。

これらを踏まえ、県民サービスの向上、説明責任の観点から、以下のことに配慮すべきである。

事業実施にあたっては、緊急性、必要性及び費用対効果等を厳格に精査するとともに、人口減少をはじめとする社会経済情勢の変化や、気候変動の影響に柔軟に対応し効率的に進めることで、早期に事業効果を発現させる必要がある。

イ 公共事業の推進にあたっては、地元や関係機関の協力が不可欠であることから、以下のことに配慮すべきである。

地元との合意形成、関係機関との計画調整等を綿密に行うことで、早期完成に向けて事業を円滑に推進する必要がある。

ウ 事業費の増加や事業期間の延長を行う事業が見受けられたことから、以下のことに配慮すべきである。

事業計画の策定にあたっては、大幅な費用増加や事業期間の延長等が極力生じないように、現場条件の把握に努めるとともに関係機関との計画調整を十分に行う必要がある。

特に、協定締結等を伴う関係機関との調整にあたっては、協定等の着実な履行に向けて、より一層努めていく必要がある。

また、事業計画の見直しの必要性が生じた場合は、県民にその理由を分かりやすく説明する必要がある。

エ 事業完了後も、将来にわたって施設の機能や整備効果が確実に発揮できるよう、以下のことに配慮すべきである。

施設の適切な維持管理や、利用促進に向けた取組を積極的かつ継続的に行っていくことが必要である。

また、新技術の活用や新たな管理手法の検討により、適切に施設の維持管理を行っていく必要がある。

オ 事業により得られる効果やその発現状況について、県民の理解が一層深まるよう、以下のことに配慮すべきである。

施設の役割や必要性について、適切な手法により分かりやすく広報していくとともに、事業の進捗状況についても継続して情報発信に努める必要がある。また事業効果については、付加的な要素も含めた幅広い情報を積極的に提供し共有していくことが必要である。

## (2) 防災・減災対策について

本年も、全国各地で大規模な自然災害が頻発しており、今後も予測を超える自然現象による災害が発生することが考えられる。

これらのことを踏まえ、以下のことに配慮すべきである。

県民の生命と財産を守るため、効果的かつ計画的なハード整備に努めるとともに、非常時における避難行動が適切に実施されるよう、防災情報の積極的な提供や防災意識の啓発など、地域防災力の向上に向けた取組みを強化していく必要がある。

## (3) 事業評価手法について

事業評価の実施にあたっては、より適正で客観的な判断ができるよう、以下のことに配慮すべきである。

国が策定したマニュアルに基づく全国統一的な評価に加え、事業の特性を踏まえ多様な面から貨幣価値化が困難な便益も抽出し、県民に事業の必要性や効果を明確に説明できるよう努める必要がある。

## (4) 環境対策について

従前の生態系や水質、景観等が可能な限り維持されるよう、以下のことに配慮すべきである。

事業の実施にあたっては、事業効果の発現と環境保全との両立を図るという観点から、課題に対して様々な視点からアプローチを行い、創意工夫等により環境への影響を適切に評価し、最善の対策を講じる必要がある。

## 2 個別事業

各事業において、今後留意すべき事項は、以下のとおりである。

### (1) 道路事業

道路事業については、大幅な費用増加や事業期間の延長等が極力生じないよう、現場条件や周辺環境の把握に努めるとともに、関係機関との調整を綿密に行う必要がある。

また、事業効果の早期発現に向け、事業区間における投資の優先度の設定や、段階的な供用開始などの検討が必要である。

### (2) 街路事業

市街地内での整備である街路事業は、移転補償に係る調整等に時間を要していることから、関係者間の調整を綿密に行い、事業が円滑に進むよう特段の配慮が必要である。

### (3) 河川事業

河川事業の効果について、整備済み区間の浸水想定地域のリスクの低減の広報など、県民の理解がさらに深まるよう分かりやすい説明に努める必要がある。

### (4) 海岸侵食対策事業

海岸侵食対策事業において整備される施設には目視点検できないものがあるため、適切な施設の維持管理について検討する必要がある。

### (5) 港湾事業

港湾施設の事業効果について、県民の理解がさらに深まるよう分かりやすく示し、利用促進を図っていく必要がある。

### (6) 農業農村整備事業

農業を持続していくためには、経営の視点を取り入れ、複数の集落営農法人の連携等について、検討していく必要がある。

## (7) 水産環境整備事業

漁場整備事業の効果について、対象魚種の生産性向上など直接的な効果に加え、貨幣価値化が困難な効果についても、県民への理解がさらに深まるよう分かりやすく説明を行う必要がある。



## 令和4年度 再評価対象事業一覧

### 1 県事業(22事業)

#### (1)山口県 土木建築部 道路建設課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	一般国道489号 横山拡幅 道路改築事業	変化	継続
2	一般国道490号 宇部拡幅 道路改築事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
3	一般国道490号 荒瀬バイパス 道路改築事業	変化	継続
4	主要地方道岩国大竹線 道路改築事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
5	主要地方道小野田山陽線 道路改築事業	変化	継続
6	一般県道宮野上佐々並線(宮野上七房) 交通安全事業	変化	継続

#### (2)山口県 土木建築部 都市計画課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	都市計画道路 国道山手線 街路整備事業	変化	継続
2	都市計画道路 中央通線(久米工区) 街路整備事業	変化	継続
3	都市計画道路 泉町平川線(2) 街路整備事業	変化	継続
4	都市計画道路 新開作二軒屋線 街路整備事業	変化	継続

#### (3)山口県 土木建築部 河川課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	平田川総合流域防災事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
2	阿武川広域河川改修事業	事業採択後、 10年間が経過	継続
3	厚狭川広域河川改修事業	事業採択後、 10年間が経過	継続
4	麦川川広域河川改修事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
5	真菰川広域河川改修事業	事業採択後、 10年間が経過	継続
6	須佐川広域河川改修事業	事業採択後、 10年間が経過	継続
7	田万川広域河川改修事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
8	江頭川周防高潮対策事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
9	厚狭川周防高潮対策事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
10	松谷海岸 海岸侵食対策事業	変化	見直し継続

(4)山口県 土木建築部 港湾課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	小串港 松谷地区 海岸侵食対策事業	変化	見直し継続

(5)山口県 農林水産部 漁港漁場整備課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	外海地区 水産環境整備事業(漁場整備)	変化	継続

# 令和4年度 事後評価対象事業一覧

## 1 県事業(6事業)

### (1)山口県 土木建築部 道路建設課所管

番号	事業名	事業期間	事業者の 対応方針(案)
1	一般県道永田郷室津川棚線 道路改築事業	H15～H29	改善措置および 再度評価必要なし
2	主要地方道下関美祢線 交通安全事業	H25～H29	改善措置および 再度評価必要なし
3	主要地方道宇部船木線 交通安全事業	H14～H29	改善措置および 再度評価必要なし

### (2)山口県 土木建築部 都市計画課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	都市計画道路 泉町平川線 街路整備事業	H16～H29	改善措置および 再度評価必要なし

### (3)山口県 土木建築部 港湾課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	柳井港岸ノ下地区港整備交付金事業	H18～H29	改善措置および 再度評価必要なし

### (4)山口県 農林水産部 農村整備課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))	H18～H28	改善措置および 再度評価必要なし